

暮らしの  
ちえぶくろ

# 高齢者を悪質商法から 守るために

～身近な人の気付きが、被害の未然防止、  
拡大防止のポイントです！～

近年、当センターには、CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)排出権や老人ホーム入居権の取引、更には東京オリンピック関連企業への投資など、詐欺的なもうけ話によるトラブルについての相談が、高齢者を中心に多く寄せられています。

事業者の中には、購入代金名目でお金をだまし取ることを目的として、実態のない取引や価値のない未公開株を「必ずもうかる」、「高値で買い取る」、「迷惑を掛けないから、代わりに申し込んでほしい」などと言葉巧みに消費者を勧誘し、購入するよう持ち掛ける悪質な事業者がいます。特に高齢者が狙われやすく、手口がより巧妙化、悪質化しています。

高齢者自身がこのような怪しい話をキッパリ断ることも大切ですが、家族や身近な人が、高齢者を見守ることで被害を未然に防止し、また、被害に遭われた場合でも、早く気付くことにより被害を救済できる可能性が高くなります。

今回は家族が、高齢の母親が銀行から高額な現金を引き出し、事業者に渡していることに早く気付いたため、クーリング・オフ制度を利用して契約解除できた事例をご紹介します。

Aさんは、一人暮らしをしている母親宅を定期的に訪れ、身の回りの世話をしています。

ある日Aさんは、母親宅で100万円の預り証と事業者の名刺を見つけました。

母親に尋ねたところ、突然、自宅を訪問した見知らぬ事業者から何かの説明を聞いた後、事業者と一緒に銀行に行き、現金を手渡したとのことでした。母親は、何のために現金を渡したのかも覚えておらず、契約書などの書類も手元にはありませんでした。

Aさんと母親は、すぐに消費生活総合センターに行き相談したところ、CO<sub>2</sub>排出権取引の契約であったことが判明しました。母親の意思を確認後、センターから事業者に、クーリング・オフ期間内であるので、クーリング・オフの通知を出すことと母親を再勧誘しないよう伝えました。

消費生活専門相談員の助言の下、母親は契約解除通知書を作成し、特定記録郵便で事業者に送付しました。

数日後、Aさんから無事に100万円が返金されたと、センターに報告がありました。

今回のことでAさんは、これまで以上に母親と連絡を取り合い、近くに住む親せきにも見守りをお願いすることにしました。



- 高齢者の家に、業者らしき人が頻繁に出入りする。
- 高額な預り証や領収書、業者の名刺などが置いてある。
- 通帳から高額な出金がされている。

などといった様子が見られたときは、よく話を聴き、被害に遭っていると思われるときは、すぐに消費生活総合センターへ一緒に相談に行くことを勧めましょう。